

他の動作よりは、一層有效な場合も豫想される。臂舉振の動作にしても、最も代表的なものに就て掲げたわけであるから、この場合に於ても、必要に應じて、適當な角度に舉げることは、固より差支な
し。

なほ、運動の方法として本書後章の解説中に指示したのも、その内でも最も代表的なものに就いての説明だけで、是等の他、なほ様々の経過をとつて行ひ得るものである。例へば、體の側轉、側屈の運動に於て、何れも四舉動及び二舉動で行ふべき方法に就いて説明したが、是等を三舉動で行はせる方法もある。それは、第一動で體を左に轉はす、第二動で體を右に轉はす、第三動で體を前に轉はす。以上の方法を繰返すのである。尤もこの方法に依ることになると、いつも同一方向から始めないで、一回毎に側を換へて始めることになる。これは屈動作の場合に於ても同様である。斯の如き方法によると、運動の調子も變つて來れば、運動の性質も幾分變化して來る。

なほ、運動中の力の抜き方で、可なり運動の貌が變つて來る。例へば手を腰にとるにしても、臂を舉振するにしても、體を屈げるにしても、脱力の程度で相當變つて來る。而て是等の工夫は、特に女子に對する教授に於て一層必要な條件となる。

一動作から他の動作への連續についても、種々の方法が工夫されてよい。即ち體の一侧から他側へ



の移り方、臂の廻旋運動に於ける方向轉換の際の動作等に於て、可及的、圓滑に、調子よく、而も簡單に行ひ得る工夫が肝要である。但しこの際注意を要する點は、それが本來の目的を離れて、誇張された無意味な動作になるやうなことはないことである。尙、速度を變へることも一つの變化となる。是等の工夫は、體操の教授の精神を一層徹底させるための一つの手段であつて、徒らに新奇を追ふ意味では勿論ない。

十一 競争的遊戯及競技ニ在リテハ徒ニ勝敗に囚ハレ精神的訓練ヲ怠ルガ如キコトアルベカラズ

競争的な遊戯及競技に於ては、身體的效果のほかにも明朗潤達なる精神を養ひ、規則を守り、協同を尙ぶ習慣を養ふべき使命をもつて行はれるものであるから、與へられた規約を忠實に守り、相手の人格を尊重しつゝ公正の精神を以て競技をなし、かりにも規則を犯し、或は勝敗に囚はれるが如きことのないやう十分なる注意を必要とする。よく規則を守る。相手を信頼して寛容の精神を發揮する。而も、競争には最善を盡すといふことは、競技道德の三大要素をなすものであるから、指導者はこの點を十分考慮し、その精神的效果の發揚を期さなければならぬ。

十二、唱歌遊戯及行進遊戯ニ在リテハ徒ニ技巧ノ末ニ走り身體ノ修練ヲ忘ルルガ如キコトアルベカラズ

唱歌遊戯及行進遊戯の持つ使命の中には、種々の要素が考へられるであらうけれども、少くとも體操科の教材としての唱歌遊戯及行進遊戯に期待されるところは、矢張り主として身體の修練に在るのであるから、その目的達成に對して最善の努力を必要とする。

從來動もすれば、唱歌遊戯及行進遊戯に關して、學校體操の教材としての唱歌遊戯及行進遊戯の眞義を忘れて、内容の空虚な誇張された表現法に魅惑されたり、枝葉の末節に囚はれるが如きことも絶無ではなかつたが、この點に關し十分な考慮を必要とする。隨て學校體操の教材としての唱歌遊戯及行進遊戯は、動作が大きく、伸びくとして、活動的なものが選ばれることになり、指導もこの方向に導かれなければならぬ。左れば、繊細な技巧や、沈重な態度にその美を要求する如き材料は、適當な材料とは云ひ得ない。

尤も唱歌遊戯及行進遊戯は、單なる體育運動ではなく、身體の修練以外に情操陶冶の上にも大なる價值を有するものではあるが、體操科の指導に際しては、身體修練を犠牲にしてまでも情操陶冶を行

はふとするものではない。

十三 劍道ノ教授ハ主トシテ稽古及試合ニ依ルベキモ其ノ基本動作及應用動作ニ就テハ十分ナル指導

ヲナスベシ

劍道の教授は、劍道修行の精神から考察して明らかである如く、主として稽古及試合に依るべきは云ふまでもないが、動作を一層自由ならしめるために、其の基本動作及應用動作についても十分な指導をなすを要する。

十四 柔道ノ教授ハ亂取ヲ以テ主トスベキモ特ニ技ノ基礎的練習ヲ重ンズベク亂取ニ於テハ投技ヲ主

トシ固技ヲ從トスベシ

柔道の教授は、柔道教授の目的から考へても明瞭である如く、亂取を以て中心とすべきであるが、動作を一層輕妙、合理的ならしめるために、基本動作の訓練をなすと共に、各技毎に基本的な練習法を案出して之を行ひ、正しい基礎をつくる必要がある。

なほ亂取練習に於ては、投技を主、固技を副とし、常に技の聯絡變化に重點をおくを要する。



十五 劍道及柔道ノ教授ニ當リテ、適當ナル機會ニ講話ヲ行ヒ實地ノ修鍊ト相俟テ其ノ效果ヲ舉グル
コトニカムベシ

精神教育は、實行を通して體得せられ、行動は、よく内省せられたる人格を根柢として甫めてその價値を發揮し得るものであるから、劍道及柔道の指導に際しては、適當なる機會に講話を行ひ、實地の修練と相俟つて、その効果を擧げることが期するを要する。

十六、體操科教授時間外ニ於テ行フ諸運動ニ就テハ十分ナル計畫ノ下ニ實施セシメ其ノ指導監督ニ留意スルヲ要ス

體操科時間外に行はれる諸運動は、體操科の目的を徹底せしめる上に極めて有效であるから、事情の許す範圍内に於て、出來得る限り之が獎勵を計ると共に、合理的な計畫の下に之を實施せしめ、なほその指導及監督に關しても深甚なる考慮を拂ふ必要がある。

體育運動は、之を正しく行はせることに依つて、初めて教育的効果を收め得るものであるから、假令形式的には課外運動であるにしても、その精神に於ては正科時の體操と同様に取扱ひ、一定の計畫及指導の下に、教育的に實施させることが肝要である。尤も課外運動となると、生徒兒童の自由活動

の範圍が多少とも廣くなり、正科時に於けると同様の指導は期待し難いが、それでも決して放任主義となつてはならない。絶えず十分な指導監督を必要とする。

以上は要目中に掲げられた注意事項に就て説明したのであつて、體操の教授に際して特に必要な注意としては、大體これで盡くされて居ると思ふが、なほ、既に極めて明瞭な事柄であるために、特に以上の中には擧げられなかつた事柄の中で、二三のものを左に附け加へておかう。

運動場及武道場は常に之を清潔にし、室内では通風採光にも十分注意を拂ふことが必要である。この事は、衛生的見地からばかりでなく、運動場及武道場は生徒兒童の身心修練の道場であるといふ訓練的な意味からも、極めて肝要な事である。運動場及武道場を清淨に保つことに就ては、生徒兒童に十分關心を持たしめ、彼等をして自らこれに當らしめるがよい。この種の訓練は、體操科の精神的効果に與つて力あるものである。

體操、教練、遊戯及競技は屋外で行ふべきが原則であつて、雨天泥濘等のため實施出来ない場合は、體操室、廊下、教室等を利用して行ふべきである。近時、各學校に於て屋内體操場の設備が漸次増加したことは誠に結構であるが、そのため動もすれば、體操、教練、遊戯及競技等を常に屋内で行はふとするかのやうな傾向のあることは大いに反省を要する。體操科の教授は、劍道柔道の如き特殊

の設備を必要とするもののほかは、努めて屋外に於て之を行ひ、新鮮な空氣と日光とに觸れしめるやうに心掛けなければならぬ。但し、雨天その他によつて、屋外運動場の状態が體操の實施に不適當な場合は、それでもなほ強ひて之を行はふとするのは愚であるが、さりとて、そのために體操科の時間を棄ててしまふのも甚だ不可である。幸ひにして屋内運動場があれば問題は無いが、之が無くとも、廊下、教室内等然るべき所を利用して、適宜の方法でこれを実施すべきである。

體操科教授の結果は、生徒兒童の身體發育の情況及その運動能力の上に現はれるものであるから、時々之を検査して、教授上の参考とし、指導の徹底を期する上に資することが必要である。それには身體検査の結果等を活用すること、時々競技検査を行ふこと等が甚だ望ましい。

劍道及柔道の教授には次の諸點に留意することが必要である。即ち、劍道及柔道に於ては特に禮節を重んじ、勝敗の末に囚はれるが如きことなからしめる事。教授の前後に於て適當なる準備運動並に整理運動を行はしめる事。着裝は不體裁に涉ることなく正整確實ならしめる事。教授の前後に正坐を行はしめることは教授の効果を一層大ならしめるものなる故、その正しき指導を行ふ事、等。

第五章 教材の配當に關する注意

要目中に示された教材の配當は、勿論、生徒兒童の心身の發育、運動の性質及特徴、指導上の便宜等種々の點を十分考慮した上で、夫々學校別學年別の配當表として示されて居るのであるが、尙、その運用に當つて注意すべき事項として、要目中には左の注意事項が掲げられてゐるのである。

一 學年ニ於ケル配當ハ新ニ教授スベキ教材ノミヲ掲ゲタリ

配當中に掲げられた材料は、夫々の學校に於て、當該學年に於て新に教授すべきもののみを掲げてゐるから、教授に際しては、既修教材中から適當な教材を選び、之を反覆練習させつゝ、必要に應じ新教材を加へて指導することが必要である。

二 教授ニ要スル器械器具ハ特ニ之ヲ示サザルモ練習ノ程度ト運動ノ性質トニ應ジ適切ナルモノヲ



選ビテ使用セシムベシ。

教授に要する器械器具は、特に之を示してはゐないが、運動に器械器具を適用することは、運動の効果を擴大する上に効果の著しいものであるから、練習の程度と運動の性質とから判断して、適宜に器械器具を使用するがよい。

例へば、跳躍を行はせる場合には、生徒兒童の發育程度に應じて、或は腰掛を選び、或は平均臺を選び、或は又跳箱を選ぶが如きはその例である。また、同じ懸垂運動を行はせるにしても、運動の性質によつて、横木を選び、鐵棒を選び、また立棒を選ぶ。尙、一つの器械も、各種の運動に對して十分に利用するやう工夫しなければならぬ。

三 體操ニ於ケル運動ノ姿勢ハ特ニ明示スルノ外直立姿勢ヨリ行ハシムベシ。但シ清潔ナル床疊等ノ上ニテ行フ場合ハ其他ノ姿勢ヲ用フルモ妨ゲズ

體操の始めの姿勢として、特に明示してゐるもの他は、直立基本姿勢を以て行はせ、若くはこの

姿勢から始めるべきものとする。なほ姿勢を明示してゐるものに就ても、直立基本姿勢は、勿論之に適用されることになる。

但、清潔な床とか柔道場等を利用して行ふ場合には、坐、臥等の姿勢で行はせても差支ない。

四 劍道及柔道ニ於ケル講話ハ機ニ臨ミ適切ナルモノヲ選ビ簡明ニ行フベシ

劍道及柔道の講話材料に就ては、要目中にはその代表的なものを一括して表示したが、講話には特別に時間を設けしないで、機に臨み、この表の中若くは其の他から適當な材料を選んで之を行ふやう獎勵める。而もそのために、多くの時間を割くことなく、實地の修練と相俟つて短時間で簡明に行ふことを要する。

五 師範學校本科第一部第四學年第五學年及本科第二部第一學年第二學年ニ於テハ適當ナル時間ニ

體操科ノ理論ヲ授ケ尙ホ小學校教材並教授法ノ研究ヲナサシムベシ

劍道及柔道ニ在リテハ審判法ノ概要ヲモ授クベシ

師範學校の生徒は、卒業後生徒兒童を教育すべき任務を有してゐるから、師範學校に於ては適當な時期に體操科の目的、各教材の特徴其の他に關する理論を授け、尙、小學校教材並に教授法の研究をさせる必要がある。これは、劍道及柔道に就ても同様で、他日指導的立場に立つ必要があるから、劍道及柔道に在ては、審判法の概要を授けるものとする。

六 本表ニハ示サザルモ適當ナル時期ニ於テ教授時間ノ一部ヲ割キ保健的體操中ヨリ適當ナルモノヲ選ビ之ヲ課スルヲ妨ゲズ

運動は卒業後も引續き實行させる必要があるから、體操科の教授に際しては、材料及び其の取扱に工夫を加へ、その目的に副ひ得るやう考慮しなければならぬことは云ふまでもないが、それと同時に、現在一般社會に行はれてゐる保健的體操に就ても、少くともその代表的なものは之を指導しておく必要がある。

云ふまでもなく、學校體操は學校體操として独自の立場を有するものであるから、多くの時間をこ



第一編 總 論

の種の體操に割くことを許さないが、教授時間の一部に於て、保健的體操の中から特に適當と思はれる材料を選択し、之を指導することは毫も妨げない。但、この場合の材料の選擇には十分な注意をして、本旨に鑑みて眞に有意義なものを選ぶべく、決して徒らに興味のみに走り或は新奇を追ふやうなことがあつてはならぬ。

第六章 體操科教授時間外に於て行ふ諸運動（課外運動）

現行規定に於ける體操科の時間數は、生徒兒童の體育のために實際に必要な時間數に比べて、遺憾乍ら甚だ不足してゐると謂はざるを得ない。此の點は今後大いに改良しなければならぬ點で、その爲にはお互に大いに努力しなければならぬと思ふのであるが、何れにもせよ、少なくとも目下のところでは、全く已むを得ない實狀に在るのであるから、我々としては、先づ與へられたる時間數を十分に活用して、その效果を出来るだけ多くするやうに十分の努力をしなければならぬのである。従つて、一面、體操科教授時間外の運動、即ち課外運動に對しても一層の注意を拂ひ、極力之を體育的に合理化して、之によつて聊かなりとも正課時間數の不足を補ふやうに心掛けなければならぬのである。

勿論、土地の情況や學校の事情等も考へなければならぬから、教授要目に於ては、課外の運動を正課のそれの如く、必ず之を實施すべしと強制してゐるわけではない。併乍ら、事情の許す限り努めて之を實施するやうにと希望してゐることは確かである。而て、之が實施される場合に於ては、之に對して十分な注意を拂つて、極力之を適正ならしめることを命じてゐるのである。



體操科教授時間外に於て行ふ運動の種類に關しては、教授要目では次のやうに示されてゐる。

一 體操科ノ教材中ニ掲ゲタル諸運動

二 器械體操、庭球、野球、卓球、ラグビー蹴球、漕艇等

即ち、體操、教練、遊戯及競技、劍道及柔道、弓道、薙刀等、要目中に正課の教材として掲げられてゐる諸運動は勿論、其の他、器械體操、庭球、野球、卓球、ラグビー蹴球、漕艇等、何れも課外運動として行ふことが出来るのである。(一)に屬するものは謂ふまでもないとして、(二)に屬する諸運動も、何れも本質的には十分な價值を有する體育運動であるから、ここでは總て課外運動の材料として採用されてゐるのであつて、之等の中から適當なものを選んで實施すればよろしいわけである。

所で、如何なる運動も、運動そのものとしては良いものであつても、それが行ふ者の心身に適合しなかつたり、或は指導の方法が宜しきを得ないといふやうな場合には、効果が得られないばかりか、却て弊害を生じる懼れもあるものであるから、課外運動の實施に際しても、如何なる運動を選択し、これを如何に指導するかといふ點に就ては、事に當る者は十分な注意を拂はなければならぬのであつて、この點に關して要目中には、

前二號ノ運動ハ夫々其ノ特質ニ鑑ミ土地ノ情況、生徒兒童心身ノ發達ノ程度、年齢、性等ニ應ジ適

當ナルモノヲ選ビ其ノ指導ヲ適切ナラシムベシ

と示されてゐるのである。即ち、前掲の諸運動に就て、先づ十分にその特質を認識し、一面、地方の特色や經濟的事情、設備の情況、學校の性質並にその實情、生徒兒童の性別及び心身の發育狀態、或は更に、季節天候の事等をも十分考慮した上で、之に最も適合する運動を選んで、且、之を最も適切に指導する事が必要なのである。ただ漫然と之を行ひ、或は徒らに流行を追つて之を行ふべきものではない。

運動の選擇は、決して徒らに時流を追ひ、或は生徒兒童若くは父兄等の意志によつて決定さるべきものではなく、上述の如く、種々の條件を慎重に考慮した上で、指導者に於て眞に適當と信じられるものを選ばなければならぬ。殊に、前に述べたやうに、要目に於て課外運動として擧げられてゐる運動種目は、甚だ範圍が廣く、殆んど總ての體育運動が之に包含されてゐる狀態であつて、しかも、その種目の示し方には、中學校、小學校、女學校等に就て分類的に示してゐるのではなく、總てを一括して、唯單に運動種目だけを示して居るのであつて、その適用に關しては體育指導者たる者の常識に従へば自明の事であるとして、之を詳しくは指示してゐないのであるから、それだけに一層、指導者たる者の責任が重いわけで、十分考慮してその選擇を誤らないやうにしなければならぬ。

例へて謂へば、ラグビー蹴球は運動としては良い運動ではあるが、小學校兒童には適しない。漕艇も極めて良い體育運動であるけれども、河川に乏しい山地の學校等では甚だ不適當である事は謂ふまでもない。又、正課の教材たる運動、即ち(一)に屬する運動にしても、中學生のための教材が小學生に適し難いのは謂ふまでもない。しかも、要目に於ては、それ等の事柄は體育指導者にとつては自明の事に屬するといふ考へから、特に何等の區分をも設けずに、單に運動種目のみを一括して掲げたに止めてゐるのであるから、指導者たる者は此の點を忘れてはならない。

要目では、劍道柔道等は小學校では正課中には取入れられてゐないけれども、課外に於ては之を行ひ得ることとなつてゐる。劍道柔道等が極めて優れた體育運動であることは謂ふまでもない。而して若しその取扱が適切を得る場合に於ては、課外に於て之を小學校兒童に課する事も亦適當であり得る。併乍ら、單に劍道柔道が優れた體育運動であるからといふ理由だけで、それ以上にその適用に關しての細心の注意を加へる事無しに、直ちに漫然と之を小學校兒童に課するやうな事があつては、それは大きな誤と謂はねばならぬ。之を小學校兒童に課せんとする場合は、齊しく小學校兒童であつても、果して如何なる年齢の者に之が適するか、之を實施するためには如何なる設備が必要であつて、學校の實情が果して之を爲すに適してゐるかどうか、或は又、若し之を實施するとすれば如何なる點に留

意して之を指導すべきであるか、等の事に關して十分考慮を加へて、十分な確信を得て始めて之を實施しなければならぬ。(尙、斯様な點に關しては、文部大臣の諮問に對して學校衛生會並に體育運動主事會議によつて爲された答申事項中、参考となるものが多いと思はれるから、本章の末尾に之を附記しておかう。)

次に課外運動の指導に就て述べよう。抑々課外運動は、現行正規の體操科の時間數の不足を補はふとする目的を持つものなのであるから、形こそは異つてゐても、その根本の趣旨に於ては正課時のものと軌を一にし、同一の精神によつて指導されなければならぬのである。但、課外運動には課外運動としての特色があつて、例へば、材料となる運動が一層興味の多いものであり得ること、氣持の上では何となく自由であり得ること、生徒兒童の自治的活動を促すこと等、課外なるが故の獨特の効果もあるわけであるから、一面之等の點をも十分に生かせるやうに指導することに心掛けなければならぬ。

各學校に於ては、若干の課外運動の種類を定めておいて、その中から成るべく生徒兒童をして選擇せしめ、努めて總ての生徒兒童をして課外運動を爲さしめる事が望ましい。

課外運動にも矢張り一定の時間的限度を定め、これに従つて規律的に實施し、決して不規律に流れ

るやうな事のないやうにしなければならぬ。又、課外とは謂ふが、それは單に正規の時間數の外といふだけの意味で、實質的には學校教育中の重要な一部なのであるから、課外時間中は必ず指導者がゐて、適當な指導監督を爲すことが必要である。生徒の自治的訓練といふことと自由放任といふことを混同してはならぬ。

擊劍柔道ニ關シ學校衛生會答申ノ件

大正七年十一月二十日學校衛生會答申

擊劍柔道ハ左ノ諸項ニ留意シ之ヲ小學校兒童ニ行ハシムルコトヲ得

一、相當ノ技術ヲ備ヘ且ツ教育上心得アル教師ヲ有スルコト

二、衛生上ノ要求ニ叶ヘル施設ヲナシ且ツ保護者ヲシテ經濟上ノ苦痛ヲ感セシメサルコト

三、保護者ノ同意ヲ得タル希望者ニシテ醫師ノ検査ニヨリ其ノ體質當該運動ニ適シ且ツ傳染性ノ疾患ナシト認
メラレタル者ニ限ルコト

四、擊劍柔道修業中ノ兒童ニ對シテハ時々身體検査ヲ行フコト

五、教授ノ方法ハ先ヅ十分ニ基本的教育ヲ施シ然ル後ニ相互ノ試合ニ移ルコト

六、高等小學校男兒童ニ行ハシムルコト

但尋常小學校第五學年以上ノ男兒童ニアリテモ相互試合ヲナサシメスシテ單ニ基本的教育ヲ施スコトヲ得





文部大臣諮問事項

學校ニ於ケル劍道柔道等ノ實施ニ關シ特ニ留意スヘキ事項如何

答申

劍道及柔道等即チ武道ハ身體ノ鍛鍊、人格ノ陶冶、國民精神ノ涵養ニ資スル所極メテ多ク、體育上寔ニ適切肝要ノモノト信ス。而シテコレカ學校ニ於ケル實施ニアタリテハ學校體育ノ本義ニ鑑ミ、十分其ノ目的ヲ達成スルタメ左記事項ニ留意スルコト緊要ナリ

一、學校武道ノ種類ニ關スル事項

學校ニ於テ實施スルニ適當ナル武道ノ種類左ノ如シ

一、劍道

一、柔道

一、弓道

一、薙刀

二、武道ノ教授ニ關スル事項

文部省訓令ニヨル武道ニ關スル教授要目ノ趣旨ニ基キ常ニ生徒兒童心身ノ發育ニ留意シ特ニ優秀ナル者ノ鍛鍊ニノミ偏スルコトナク普ク生徒兒童ノ心身ヲ修鍊セシメンコトニ努メ左記ノ諸點ニ留意シ教授スルヲ要ス

第六章 體操科教授時間外に於て行ふ諸運動

第一編 總論

1、精神的訓練ヲ尙ビ廉恥、禮讓、剛毅、果斷、沈着、從順、貞淑等ノ諸徳性ヲ涵養スルコト

2、武道ニヨリテ養ハレタル諸徳ハ日常生活ニ具現セシムルコト

3、道場ハ常ニ神聖ヲ保タシムルコト

4、常ニ服裝ヲ端正ニシ用具(防具並ニ柔道着)等ヲ清潔ナラシムルコト

5、教授ノ前後ニハ適當ナル準備及整理運動ヲ行ハシムルコト

6、教授ノ細目ヲ定メ指導階段ヲ合理的ナラシムルコト

7、寒稽古暑中稽古等ハ其ノ心身鍛鍊上極メテ有意義ナルモ生徒兒童ノ身體情況並ニ衛生ニ關シ特ニ留意シ

テ之ヲ實施スルコト

8、劍道及柔道ハ中等學校下學年ニ於テハ成ル可ク兩者ヲ兼ネ修練セシムルコト

9、小學校ニ於テ武道ヲ實施セントスル場合ハ概ネ第五學年以上ノ兒童ニ限リ、特ニ基本動作ノ修練ニ重キ

ヲ置クコト

三、指導者ニ關スル事項

武道ノ教育的價值ノ發揚ハ其ノ指導者ノ人格教養ニ俟ツヘキモノ寔ニ多シ、現時漸ク學校ニ於ケル指導

者ノ資質向上シツツアルモ未タ有資格者ノ數極メテ尠キヲ以テ一層指導者ノ整備ヲ圖ルヲ必要トス、右

ニ關シテ特ニ重要ト認ムル事項左ノ如シ

1、指導者養成機關ヲ擴充スルコト

2、武道教師ノ待遇ヲ改善シ其ノ資質ノ向上ヲ圖ルコト